

委 託 契 約 書

委 託 業 務 の 名 称	福山地区消防組合南消防署防火衣乾燥機更新業務委託									
業 務 委 託 料			億		百万			千		円
〔 うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 〕			億		百万			千		円
(注) [] の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。										
履 行 期 間	自 2025年(令和7年) 月 日 至 2026年(令和8年)3月31日									
業 務 内 容	別紙仕様書のとおり									
契 約 保 証 金 (契約金額の10/100以上)	免除(福山地区消防組合が準用する福山市契約規則 第6条第1項第5号)									
そ の 他 の 事 項										

上記の委託について、発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2025年(令和7年) 月 日

住 所 福山市沖野上町五丁目13番8号
発注者 商号又は名称 福山地区消防組合
名 前 管理者 枝 広 直 幹 印

住 所
受注者 商号又は名称
名 前 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(個人情報保護)

第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(資料又はデータ等の複写及び複製の確認)

第4条 受注者は、業務に係る資料又はデータ等を複写若しくは複製する必要があるときは、あらかじめ、発注者にその確認を求めるものとする。

2 受注者は、この契約の終了後に、前項に規定する資料又はデータ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 受注者が業務の処理に関し必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせなければならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせなければならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(特許権等の使用の責任)

第7条 受注者は、業務の処理に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(処理の立会い)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理に発注者の職員を立ち合わせ、又は受注者の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 前項の規定による立ち合い又は報告の結果、発注者は、この契約の目的物について必要があると認めるときは、受注者に対して業務に関する指示を行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の規定により業務委託料を変更する場合は、その変更すべき業務委託料は、発注者の当初設計金額に対する当初業務委託料の割合を発注者の変更設計金額に乗じて得た額とする。

3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、遅滞なくその理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、第26条第5項の規定は適用しない。

(事故発生時の報告)

第11条 受注者は、この契約の目的物の納入前に事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもって連絡するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内にこの契約の目的物について検査を行うものとする。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の立ち合いを求め、前項に規定する検査を行うことができる。この場合において、発注者は、検査を行う日時を事前に受注者に通知するものとする。

4 第2項の検査の結果不合格となり、当該目的物について発注者からその補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をして再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については第2項の規定を準用する。

5 第2項の検査及び前項の再検査に要する費用は、受注者の負担とする。

6 受注者は、第2項の検査又は第4項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(資料等の返還)

第15条 この契約の目的物の引渡し完了したとき、又は契約を解除したときは、受注者は、業務の履行に用いたすべての支給用品の残余、貸与品、資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が返還を不要と認めたものについてはこの限りではない。

(データ又は記録媒体等の廃棄)

第16条 受注者は、業務終了後において、業務に関するデータ又はその記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、その補修、代替物の引渡し、若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、同項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合があることを知っていたとき、又は契約不適合が受注者の故意若しくは重過失により生じたものであるときは、この限りではない。

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第13条第4項の補正又は第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。

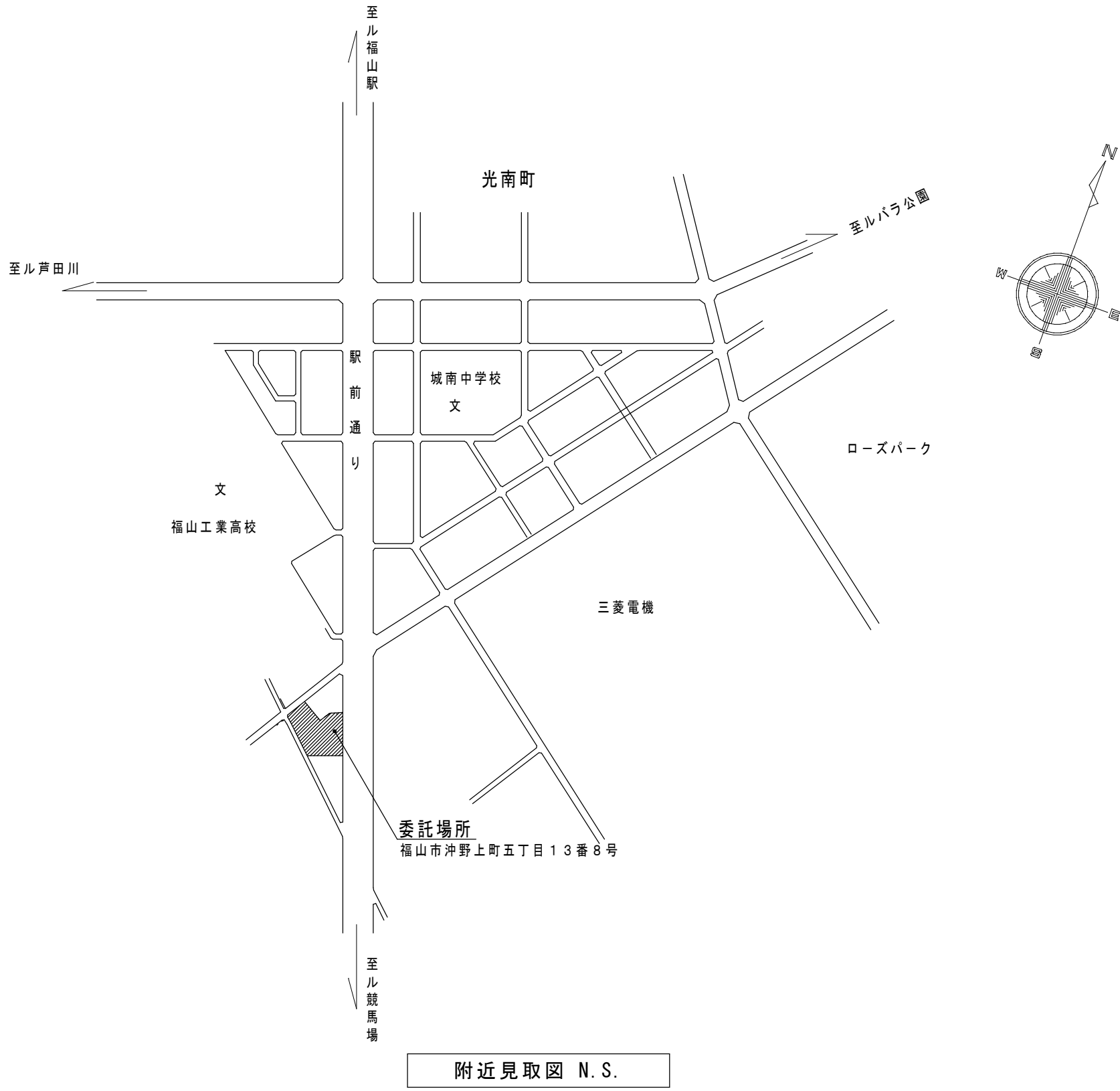
(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達

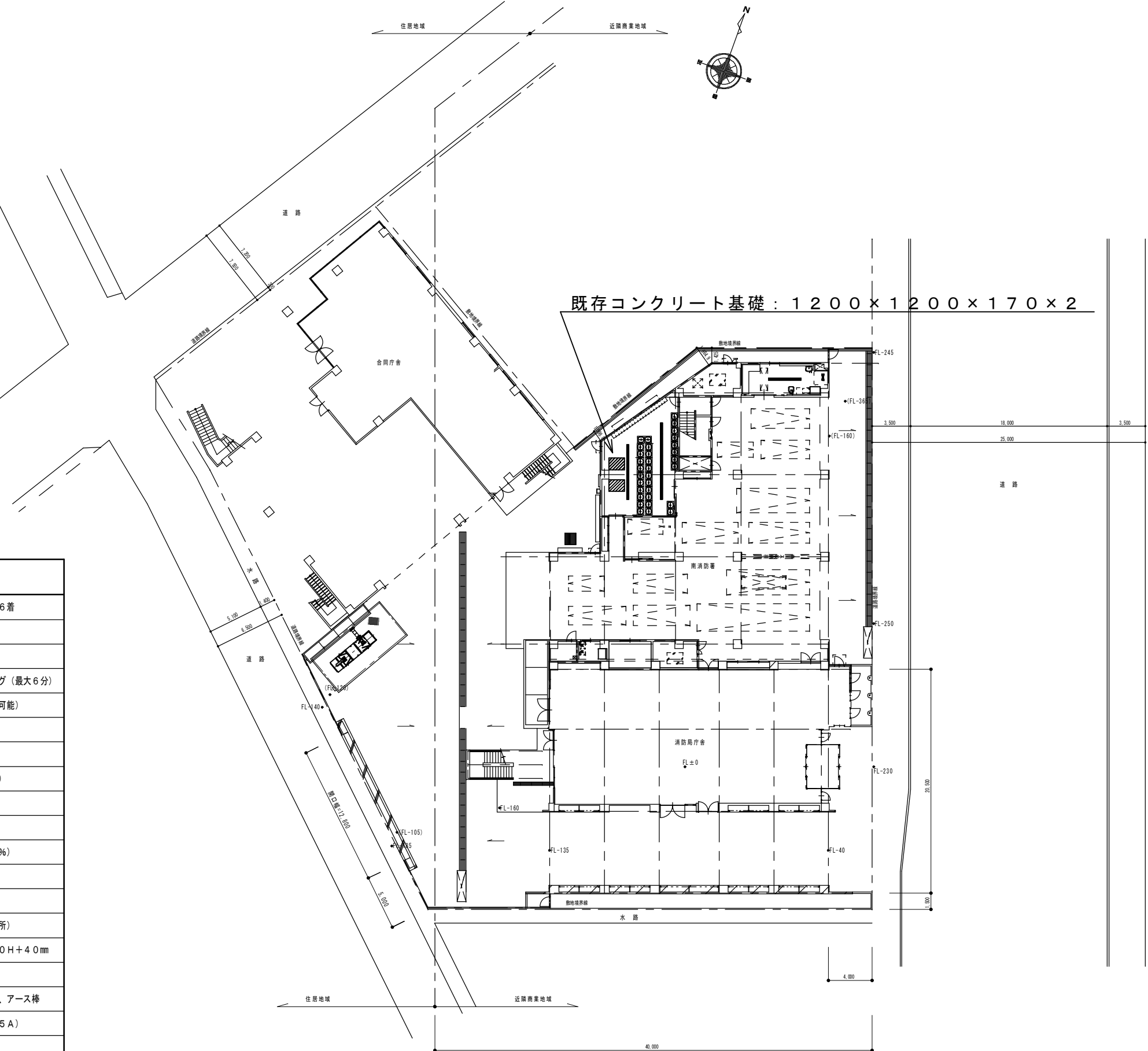
- するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第12号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ アからウのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 受注者の経営に暴力団又は暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - カ 再委託契約、その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- (12) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第21条 第19条各号又は前条第1号から第10号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による解除権）
- 第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- （受注者の催告によらない解除権）
- 第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第9条第1項の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第9条第1項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第24条 第22条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （解除に伴う措置）
- 第25条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。
- 2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- （発注者の損害賠償請求等）
- 第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
 - (2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第19条又は第20条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 第20条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条又は第20条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務に

- ついて履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（損害金の予定）
- 第27条 発注者は、第20条第11号及び第12号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の1に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第13条第6項の規定により当該目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
- 5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。
（受注者の損害賠償請求等）
- 第28条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第14条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（賠償金等の徴収）
- 第29条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料その他受注者に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
（その他の事項）
- 第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。



附近見取図 N.S.

多目的消防設備乾燥機 × 2台	
処理能力	長靴6足、手袋6足、防火外とう6着
吊り下げ高さ	最高1550mm
行 程	熱風乾燥・クーリング・油風乾燥
タイマー	乾燥（最大180分）、クーリング（最大6分）
温度設定	45℃固定（温度設定値の変更は可能）
電 源	3φ-200V
定格消費電力	16.8kW
定格電流値	47A（手元スイッチ容量50A）
モーター出力	（ファン）1.5kW
熱 源	電熱ヒーター
ヒーター	5kW×3本=15kW（±10%） 発熱量：12900kcal/h
排水口径	200φ
排水口径	150×2（本体後面の左右2カ所）
外形寸法	1070W×1435D×1990H+40mm
機体質量	約410kg
付属品	消防器具用特殊製ハンガー：8本、ブーム棒 排水ホース：3m×2（口径：15A） ホースバンド：2個

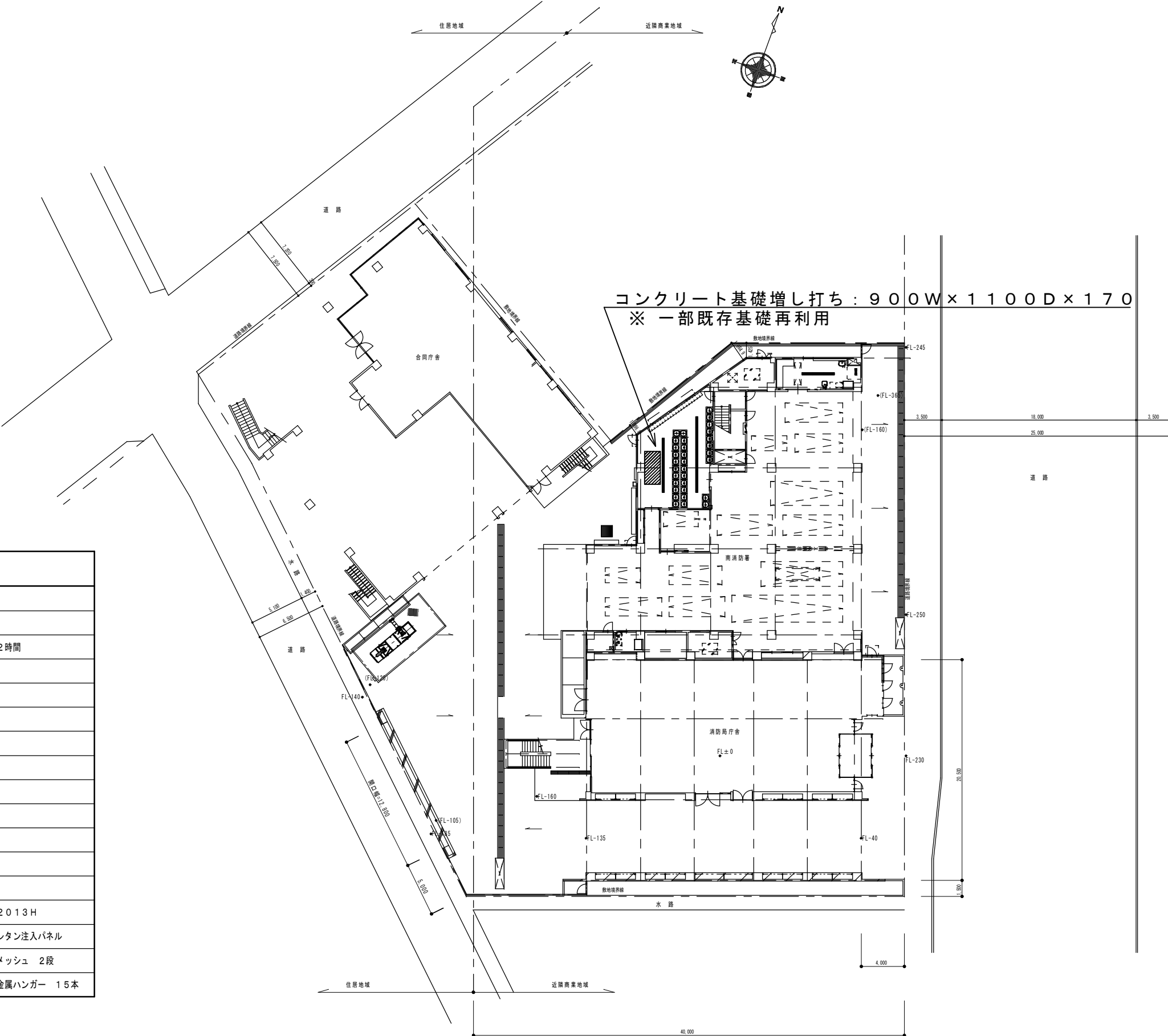


配置図 1:300

【特記事項】

- 本業務委託は、老朽化による保守が困難となった「防火衣乾燥機」の更新です。
既存機器を撤去の上、更新機器を設置する。（既存手元開閉器盤、排水管、ダクトへの切離し、再接続は本業務に含む）
- 機器更新にあたっては、実施工程表等必要な書類をあらかじめ提出するとともに、施設管理者と十分協議のうえ、承諾を受け実施する。
品質確保にあたっては、品質計画に基づき確認・試験等必要な管理、検査を受け、品質確保を図る。
- 安全対策については、施設管理者と協議し工事中の安全に努める。
本機器の更新現場は通常は利用があるため、仮設計画などをあらかじめ施設管理者と協議し、承諾を受け、安全確保を行ないながら、実施する。
施設関係者等には注意を払い、車両の出入り、機器材料等の搬入・搬出時には注意する。
- 既存手元開閉盤容量 MCCB 100AF/50AT（2面）（※配電盤容量 ELB 100AF/50AT）
既存排水口径：40A 排気ダクト径：200A
- 図面に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は監督員と協議する。
また、現場の納まり等で疑義が生じた場合は、協議し実施する。

防火衣乾燥機 × 1台	
処理能力	防火服×13～14人分
温度調節器	デジタル式
乾燥	OFFタイマー 0～12時間
温度設定	45～65℃
電 源	3φ-200V
定格消費電力	9.2kW
定格電流値	40A
養分機	45W × 3
熱 源	電熱ヒーター
ヒーター	9kW
換気ユニット	8W
排水口径	150φ
排水口径	200A×1ヵ所
外形寸法	2900W×900D×2013H カラー調板：縦貫発泡ウレタン注入（パネル） 乾等乾燥機 SUSワイヤメッシュ 2段
付属品	ハンガーパイプ 1本、金属ハンガー 15本



配置図 1:300

				業務委託名		福山地区消防組合南消防署防火衣乾燥機更新業務委託		 福 山 地 区 消 防 組 合 消 防 局						図 面 N O .									
				図面名称		附近見取図、配置図 縮尺 N.S., 1:100 平面図 改修概要 縮尺 1:300		2 0 2 5 年 7 月		主務		課員		次長		課長補佐		課長		部長		1	
																						1	